令和８年度岡山県相談支援従事者現任研修実施要領

１　目　的　**本研修は「相談支援専門員」の資格更新のために必要な研修です**

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の質の向上を図ることを目的とする。

２　実施主体

岡山県（実施機関：学校法人旭川荘）

３　受講対象者

条件１から条件４までのすべての条件を満たす者

■条件１（岡山県内）

岡山県内に所在する指定相談支援事業所等＊において、引き続き相談支援専門員として勤務しようとする者、又はゆくゆく新たに相談支援専門員として勤務しようとする者。

■条件２（研修修了者）

（１）から（４）のいずれかに該当する者

ただし、「相談支援従事者主任研修」を修了した者は、当該期間に係る「相談支援従事者現任研修」を修了したものとみなします。

（１）令和３年度から令和７年度に相談支援従事者初任者研修（以下、初任者研修）を修了した者

（２）平成２８年度から令和２年度に初任者研修を修了し、かつその修了年度の翌年度から起算して５年度以内に相談支援従事者現任研修（以下、現任研修）（１回目）を修了した者

（３）平成２３年度から平成２７年度に初任者研修を修了した者であって、その修了年度の翌年度から起算して５年度以内に１回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して６年度から１０年度以内に、２回目の現任研修を修了した者

（４）平成１８年度から平成２２年度に初任者研修を修了した者であって、その修了年度の翌年度から起算して５年度以内に１回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して６年度から１０年度以内に２回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して１１年度から１５年度以内に３回目の現任研修を修了した者

■条件３（従事状況）

（１）又は（２）のいずれかに該当する者

ただし、相談支援業務とは相談支援専門員として行った相談支援業務に限らず、相談支援員等として行った相談支援業務も含みます。

（１）初回の現任研修受講者であって、受講開始日前５年間において、指定相談支援事業所等＊において相談支援業務に通算して２年以上従事していること。

（２）２回目以降の現任研修受講者であって、受講開始日前５年間において、指定相談支援事業所等＊において相談支援業務に通算して２年以上従事していること又は現に、指定相談支援事業所等＊において相談支援業務に従事していること。

＊指定相談支援事業所等は次のとおりとする。
障害者総合支援法・児童福祉法に基づく指定特定・一般・障害児相談支援事業所、基幹相談支援センター、地域活動支援センターⅠ型、重度障害者等包括支援事業所

■条件４（事前課題等）

演習で使用する課題（自らが担当した個別ケースの支援の経過等概要、地域の社会資源についての資料等）を作成、提出できるとともに、実習において、主体的に基幹相談支援センター等でケースレビュー等を受けることができ、演習において相談支援専門員としての専門性を生かした検討や討論をする能力を有する者。

４　定員

８０名程度

５　研修日程・研修内容・会場

日　程	研修内容	会　　場
１日目：動画視聴 視聴期間 令和８年10月13日（火）9:00～10月20日(火) 17:00	【講義】オンデマンド方式（インターネット上に掲載された講義映像を各自視聴いただく方法）	オンデマンド配信 左記期間内で講義動画を職場、自宅等で各自視聴 ※動画視聴後所定の様式によるレポートの提出が必要
事前課題 ※11月13日に７部持参	【課題】演習前に各自課題を作成	
２日目：演習 令和８年11月13日（金） 9:00～17：00	【演習】集合形式 ・導入講義 ・グループ演習	きらめきプラザ 301会議室 岡山市北区南方2-13-1
実習１		
３日目：演習 令和８年12月11日（金） 9:00～17：00		きらめきプラザ 301会議室 岡山市北区南方2-13-1
実習２		
４日目：演習 令和９年１月15日（金） 9:00～17：00		きらめきプラザ 301会議室 岡山市北区南方2-13-1

※受付　８時20分～9時（２日目～４日目共通）

※２日目(11/13)までに作成いただく課題は、自ら経験した事例等について支援経過を記載したアセスメント票等を作成していただく予定です。詳細は講義で説明します。

※実習１(研修２日目と３日目の間)及び実習２(研修３日目と４日目の間)で、半日程度基幹相談支援センター等でケースレビュー等を受けていただく予定です。

なお、市町村ごとの受講人数により、個別に実施する場合と集合形式で実施する場合があります。

※岡山市内に所在する事業所に所属する(所属しようとする)受講者は集合形式で実施する予定です。(1回目：１２月４日(金)，２回目：1月６日(水)　いずれも半日程度)
その他の市町村は個別に実施するか集合形式で実施するかは未定です。
※オンデマンドの講義となるため、受講できる環境が必要となります。(スマートフォンでも視聴可能ですが、パソコン、イヤホンの利用を推奨します。また、安定した Wi-Fi 環境が必要で、携帯電話の４Ｇ回線等利用した場合、パケット通信料が高額となる恐れがあります。)
※講義配信期間は１０月１３日（火）午前９時　～　１０月２０日（火）午後５時までを予定しています。配信期間内に全ての講義(約７時間)を必ず視聴する必要があります。
配信期間経過後は視聴できません。

６　受講申込及び受講決定

（１）研修の受講を希望する者の所属長は、次の①、②の書類を所定の日までに郵送で提出してください。複数名推薦する場合は推薦順位を記入してください。
　なお、窓口持参する場合は、旭川荘厚生専門学院（住所：岡山市北区祇園８６６）の受付窓口まで、月曜日から金曜日の午前９時から午後５時の間にお越しください。

① 受講申込書
② 研修修了証書の写し（下記により添付してください）

受講対象者	**初任者**研修修了証書(写)	**現任**研修修了証書（１回目)(写)	**現任**研修修了証書（２回目)(写)	**現任**研修修了証書（３回目)(写)
条件２の(１)に該当	１枚			
条件２の(２)に該当	１枚	１枚		
条件２の(３)に該当	１枚	１枚	１枚	
条件２の(４)に該当	１枚	１枚	１枚	１枚

（２）提出期限　**令和8年8月27日(木)当日消印有効**
（３）申込書提出先

〒７０３－８５６０
岡山市北区祇園８６６
学校法人旭川荘事務局　渡邊あて

・期限を過ぎての受講申込書の提出は受け付けないので御留意ください。
・動画を視聴するためのＵＲＬをメールで送信したり事務連絡で使用するため申込書にはメールアドレスを必ず記入してください。
（４）受講決定・不決定通知は令和８年９月１０日(木)までに所属長あてに通知します。
（５）定員を上回る応募があった場合、県内事業所の所属長からの推薦の有無や順位、相談支援業務従事状況、初任者研修の受講年度等を勘案して受講決定します。

７　受講費用

（１）**受講者1名につき、参加費　15，400円(税込み)**
（２）受講費用は受講者負担となります。納入方法については、受講決定時に送付する所定の払込み用紙により期日までに振り込んでいただく予定です。詳細は受講決定時に改めてお知らせします。

8　修了証書

全ての研修課程を修了した者に修了証書を交付します。
研修修了者については、岡山県において修了者名簿を作成し、管理します。
なお、主催者が以下の判断をした場合は修了証書を交付しません。また、受講を中断していただく場合があります。

① 受講態度が著しく悪く、他の受講者の迷惑となるような行為がある。
② グループワークでの受講態度が、著しく発言が少ない等消極的である。
③ 課題の提出がない、またはその内容が現任者に求められる水準に著しく達してしいない。

9　その他

（1）原則２５分以上の遅刻、早退、中抜けは欠席とみなします。欠席がある場合は修了証書の交付はできません。
（2）申込書に虚偽の内容が発覚した場合は、受講決定した場合においても受講決定を取り消すことがあります。また、修了証書の交付を受けた後に、虚偽の内容が発覚した場合は、修了証書を取り消すことがあります。
（3）受講開始日までに「３受講対象者」でなくなった者は研修を受講することができませんので、速やかに欠席届を提出してください。また、修了証書の交付を受けた後に、受講開始日までに「３受講対象者」でなくなったことが発覚した場合は、修了証書を取り消すことがあります。
（4）記載いただいた個人情報は実施主体である岡山県と共有のうえ、本研修の申込みや受講決定に関する事務に利用します。またインターバル実習を円滑に実施するため必要な範囲内で市町村、実習受入事業所へ情報提供します。
（5）福祉・医療分野に従事する者が受講する研修です。マスクを着用するなどして各自で感染症対策を行ってください。また、インターバル実習において、受け入れ事業所を訪問する際は、感染症対策について受け入れ事業所と協議してください。
（6）自然災害等により研修の延期等を行う場合は、岡山県障害福祉課のホームページ上に掲載しますので、随時御確認ください。
（7）参考【相談支援専門員資格の更新】

相談支援専門員は、初任者研修を修了した日の属する年度の翌年度から起算して５年度以内に初回の現任研修を修了する必要があり、以降、５年度ごとに１回以上現任研修を受講することが必要です。
※初任者研修の修了年度の翌年度が起算になりますので御注意ください。初任者研修修了年度別の現任研修受講年限について、別紙１「相談支援従事者現任研修の受講について」で御確認ください。
※相談支援従事者主任研修を修了した者は、現任研修を修了したものとみなします。

※１　令和３年度に初任者研修を修了している方は、令和８年度までに現任研修を修了しなければ、**相談支援専門員の資格は失効します。**
※２　平成２８年度から令和２年度に初任者研修を修了している方は、その修了年度の翌年度から起算して５年度以内に現任研修（１回目）を修了していなければ、**相談支援専門員の資格は失効しています。**
※３　平成２３年度から平成２７年度に初任者研修を修了した方で、その修了年度の翌年度から起算して５年度以内に１回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して６年度から１０年度以内に２回目の現任研修を修了していなければ、**相談支援専門員の資格は失効しています。**

※４　平成１８年度から平成２２年度に初任者研修を修了した方で、その修了年度の翌年度から起算して５年度以内に１回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して６年度から１０年度以内に２回目の現任研修を修了し、かつ初任者研修の修了年度の翌年度から起算して１１年度から１５年度以内に３回目の現任研修を修了していなければ、**相談支援専門員の資格は失効しています。**

※2、3、4の該当者は再度、初任者研修を受講する必要があり、今回の現任研修は受講できません。

１０　研修会場

きらめきプラザ（岡山県総合福祉・ボランティア・ＮＰＯ会館）３０１会議室
住所　：　岡山市北区南方２丁目１３－１

〇岡山駅前から路線バスが運行されています
〇岡山駅前から徒歩で約１５分
〇岡山駅前からタクシーで約５分

注）
・研修受講者はきらめきプラザの駐車場を利用できません。公共交通機関でお越しください。
やむを得ずお車でお越しの方は、周辺の有料駐車場をご利用ください。ただし、障害等の理由によりお車でお越しの方はきらめきプラザ内の駐車場を利用できるため、事前にご相談ください。

11 申込から修了までの流れ

① 申込書の提出：　８月２７日（木）消印有効
・事業所管理者の推薦（法人代表者の推薦も可）を受けたうえで提出すること。
・修了証書の写しを忘れず添付すること。（実施要領６（１）② 参照）

② 受講者選考・受講決定：受講決定予定日：９月１０日（木）
・申込受付期間内に申し込みのあったすべての方へ受講可否を通知します。受講決定予定日を過ぎても受講可否の通知書が届いていない場合はご連絡をお願いします。

③ 参加費の納入：払込期限：９月２８日（月）
・受講決定通知書類に郵便振替用紙を同封しますので、ゆうちょ銀行から振込をお願いします。（手数料はご負担ください）
・払込が遅れる場合は学校法人旭川荘事務局へ電話連絡をお願いします。
・振込明細書をもって領収書の発行に代えさせていただきます。
・参加費納入確認後、講義資料を郵送します。発送後はキャンセルがあった場合でもやむを得ない特別な事情があると判断した場合以外は参加費を返還いたしません。

④ 講義資料の発送：１０月８日（木）までに事業所あて送付

⑤ 講義視聴用 URL の通知：１０月９日（金）１２時までに通知

⑥ 講義視聴：１０月１３日（火）午前９時～１０月２０日（火）午後５時の間
・上記期間内であればいつでも視聴できます。講義の中で演習初日（１１月１３日）に持参する課題の説明を行います。

⑦ レポート提出（メール、郵送または窓口持参のいずれかの方法により提出）
※締切：令和８年１０月２２日(木) １７時（郵送の場合は当日消印有効）
・メールの場合　　h-watanabe@asahigawasou.or.jp
・郵送の場合　　〒703-8560　岡山市北区祇園 866　学校法人旭川荘事務局　渡邊　宛
・窓口持参の場合　　旭川荘厚生専門学院　受付窓口

⑧ 課題作成：提出は演習初日「１１月１３日（金）」
・講義で説明された要領で作成のうえ、研修会場（きらめきプラザ 301 会議室）へ７部（提出用１部、グループ人数用５部、演習講師用１部）ご持参ください。

⑨ 演習初日　１１月１３日（金）
・演習初日に⑧のとおり作成した課題を持参してください。

⑩ 実習１回目（半日程度）
・受講者自身が基幹相談支援センター等実習先を考え受けていただきます。
（場合によっては集合型実習とする場合があります）

⑪　演習２日目　１２月１１日（金）

⑫ 実習２回目（半日程度）（場合によっては集合型実習とする場合があります）

⑬ 演習３日目　令和９年１月１５日（金）

⑭ 修了証書交付

12 問い合わせ

●受講申込に関すること
　学校法人旭川荘事務局　渡邊　　TEL086-275-0145
●実務経験(事業者指定)に関すること
　各指定権者にご確認ください。
●その他研修全般に関すること
　岡山県障害福祉課　相浦　　TEL086-226-7345
※　電話によるお問い合わせは、平日午前８時３０分から午後５時１５分までの間にお願いします。